

寄 附 行 為

財団法人 健康医学予防協会

財団法人健康医学予防協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人健康医学予防協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市東区はなみずき2丁目10番35号におく。

2. この法人は、従たる事務所を新潟県長岡市千秋2丁目229番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、エレクトロニクス化された合理化社会における加齢に伴う骨粗鬆症の発生、病変の進展について基礎的及び臨床的に調査研究し、もって医学の発展並びに新潟県民の保健衛生及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) エレクトロニクス化された合理化社会における加齢に伴う老人性骨粗鬆症の発生のメカニズムについて調査研究。
- (2) 骨粗鬆症予備群に対する予防の推進及び医療の普及啓発指導に関する事項。
- (3) 研究成果の普及に必要な教育出版及び研究会の開催等。
- (4) 研究に必要な診療機関の設置運営。
- (5) 集団的健康検診及び各種試験検査の実施。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 寄附金品。
- (3) 資産から生ずる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運営財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。
3. 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただしやむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、且つ、新潟県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。
4. 前項但し書きの場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
5. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2. 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2. 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。
3. 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(長期借入金)

第12条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除きあらかじめ、その旨を新潟県知事に届け出ると同時に理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事(理事長、専務理事、常務理事を含む)
5名以上10名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選により定める。
3. 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることは出来ない。
4. 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう)又は、所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1以上を超えてはならない。
又、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長があらかじめ理事会において議決を得た順序により理事長の職務をおこなう。
3. 常務理事は、理事長、専務理事を補佐し、この法人の常務を分担処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は新潟県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする、但し再任は妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員が辞任または任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2. 前項の規程により、役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の議決を行う。
理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員には報酬を支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 報酬及び弁償については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局及び事務局長)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2. 事務局には事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第21条 この理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 翌年度の事業計画及び収支予算の決定。
- (2) 前年度の事業報告の承認及び決算の決定。
- (3) 前年度剰余金又は損失金の処理。
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項。

(開催)

第22条 理事会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により召集するとき。

(召集)

第23条 理事会は、前号第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を記載した書面により、開会の日時7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、出席した者とみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録は、議長のほか出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議会

(評議員)

第29条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

2. 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
3. 第16条、第17条ならびに第18条第1項本文、第2項及び第3項(費用の弁償にかかる部分に限る)の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
4. 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
5. 第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるものは「評議員会」と、「理事」とあるものは「評議員」と読み替えるものとする。
6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ新潟県知事の認可を得なければ変更することはできない。

2. 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ新潟県知事の許可があったときに解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ新潟県知事の許可を得たうえ、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄与するものとする。
3. 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第7章 雑則

(他の事務所)

第33条 必要な地に事務所を設けることができる。

(寄付行為の施行)

第34条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決により理事長が定める。

付 則

1. この寄附行為は、平成10年7月31日に改定し、平成10年8月13日新潟県知事の認可を受けた。
2. この寄附行為は、変更認可(平成17年6月21日付新潟県医第706号)があった日から施行する。
3. この寄附行為は、変更認可(平成19年3月29日付新潟県医第2531号)があった日から施行する。
4. この寄附行為は、変更認可(平成21年4月3日新潟県医第2695号)があった日から施行する。